

川越市職員等の公益通報に関する要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、職員等からの公益通報を処理することについて必要な事項を定めることにより、公益通報をした職員等の保護を図るとともに、法令の遵守を推進することにより公正な職務の遂行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員（当該通報をした日前1年以内に職員であった者を含む。）

イ 本市との請負契約その他の契約に基づいて本市の事務事業に従事する者（当該通報をした日前1年以内に当該契約に基づいて本市の事務事業に従事していた者を含む。）

(3) 公益通報対応業務従事者 法第11条第1項の規定により、公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務に従事する者をいう。

(4) 公益通報 職員等が、市の機関において職員によって次号に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市の機関に通報することをいう。

(5) 通報対象事実 次に掲げるもの（勤務条件に関する事案を除く。）

をいう。

ア 法令（条例、規則及び規程を含む。第6条において同じ。）に違反する行為

イ アに掲げるもののほか、行政に対する市民の信頼を著しく損なうおそれのある行為

(6) 公益通報相談員 弁護士の資格を有し、職員等からの公益通報を受ける相談員をいう。

（職員通報窓口）

第3条 市長は、職員等からの公益通報の受付等を行うための窓口（以下「職員通報窓口」という。）を置く。

2 職員通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 公益通報の受付に関すること。

(2) 通報対象事実に係る事務を所掌する部署（以下「担当部署」という。）との連絡調整に関すること。

(3) 公益通報の質問及び相談に関すること。

3 職員通報窓口の事務は、総務部人事課、上下水道局総務企画課、教育総務部教育総務課及び学校教育部学校管理課において処理する。

4 公益通報対応業務従事者は、前項の職員通報窓口の事務を処理する所属の職員とする。

（公益通報対応業務従事者等の義務）

第4条 第9条に規定する公益通報委員会の委員及び公益通報対応業務従事者（当該委員又は当該公益通報対応業務従事者であった者を含む。）は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 公益通報対応業務従事者は、自己の従事する業務に係る公益通報の処理に関与してはならない。

（通報者の責務）

第5条 職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する目的をもつ

て公益通報をしてはならない。

(職員等以外の者からの公益通報の取扱い)

第6条 職員通報窓口は、法令の遵守を推進するため、職員等以外の者からの公益通報を受け付けることができる。

第2章 公益通報の処理

(公益通報の受付)

第7条 職員等は、職員通報窓口又は公益通報相談員に公益通報をすることができる。この場合において、職員等は、氏名及び所属をできるだけ明記するとともに、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所
- (3) 通報対象事実の具体的な内容
- (4) 通報対象事実に係る証拠の具体的な内容

2 前項の公益通報は、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により行うよう努めるものとする。

3 職員通報窓口は、第1項の公益通報をした者（以下「公益通報者」という。）に対し、公益通報又は公益通報に係る相談（以下「通報又は相談」という。）をしたことを理由とした不利益な取扱いがないこと及び当該公益通報者の秘密の保持に関することを説明しなければならない。

(公益通報の受理)

第8条 職員通報窓口又は公益通報相談員は、前条第1項の公益通報を受け付けたときは、当該公益通報の内容を整理しなければならない。

2 職員通報窓口又は公益通報相談員は、前項の規定による整理の上、公益通報に該当すると認めるときは、当該公益通報を受理するものとする。この場合において、公益通報相談員が受け付けた公益通報は、職員通報窓口に通知した後、受理するものとする。

- 3 職員通報窓口は、前項の規定により公益通報を受理したときは、公益通報者にその旨を遅滞なく通知するものとする。
- 4 職員通報窓口は、前条第1項の公益通報を、次条第1項に規定する委員会に速やかに報告しなければならない。
- 5 職員通報窓口は、第2項の規定により公益通報を受理した後、当該公益通報が公益通報に該当しないと認めるときは、公益通報者に対し不受理とする旨及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。

(公益通報委員会)

第9条 職員等からの公益通報を検討するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員は、副市長、教育長、上下水道事業管理者、総合政策部長、総務部長、教育総務部長、学校教育部長及び上下水道局長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務局を所管する副市長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者とする。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、自己に関係のある公益通報については、次条第2項に規定する場合を除き、会議に出席することができない。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、公益通報者その他の関係者から事情を聴くことができる。
- 8 委員会は、検討した結果を市長に報告するものとする。
- 9 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(調査の実施)

第10条 委員会は、調査の必要性を検討し、正当な理由がある場合を除き、通報対象事実について、公益通報対応業務従事者をして必要な調査を行わせるものとする。

- 2 職員通報窓口は、前項の規定による調査を行うときは、適正な業務の遂行に支障のある場合を除き、調査を実施する旨及びその着手の時期を、

公益通報者に遅滞なく通知しなければならない。

- 3 公益通報対応業務従事者は、第1項の規定による調査を行うときは、他の職員等に公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 4 職員通報窓口は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査の状況について適宜公益通報者に通知するとともに、調査の結果を速やかに公益通報者に通知するよう努めるものとする。
- 5 委員会は、第1項の規定による調査を実施しないこととしたときは、適正な業務の遂行に支障のある場合を除き、職員通報窓口をして、調査を実施しない旨及びその理由を、公益通報者に遅滞なく通知させなければならない。

(報告)

第11条 市長は、前条第1項の規定による調査を実施したときは、その結果を担当部署の属する機関の長に対し、報告しなければならない。

(措置)

第12条 前条の規定により通報対象事実がある旨の報告を受けた機関の長は、速やかに関係者の処分等の是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 機関の長は、是正措置等を講じたときは、市長に報告しなければならない。
- 3 職員通報窓口は、是正措置をとったときはその内容を、公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を適切な法執行の確保並びに利害関係人の信用、名誉、プライバシー及び営業上の秘密等に配慮しながら、遅滞なく公益通報者に通知するよう努めるものとする。

(標準処理期間)

第13条 職員通報窓口は、第8条第2項の規定により公益通報を受理した日から6月以内に当該公益通報を処理するよう努めるものとする。

- 2 職員通報窓口は、公益通報の受理から処理までに必要と見込まれる期

間について、遅滞なく公益通報者に通知するよう努めるものとする。

(処理状況の公表)

第14条 市長は、公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

2 市長は、公益通報に係る個別の事案について、必要があると認めるときは適宜公表することができる。

3 市長は、前2項の規定による公表に係る事務を総務部総務課長に委任することができる。

(是正措置等に係る実効性の確保)

第15条 市長は、公益通報の処理後、是正措置等が十分機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他改善措置をとるよう努めなければならない。

第3章 通報者等の保護

(通報者等の保護)

第16条 市長等（市長及び任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。））は、職員等（退職者を除く。）が公益通報者又は公益通報に係る相談をした職員等（次項において「公益通報者等」という。）に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長等は、公益通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない。この場合において、正当な理由がなく、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有した職員、公益通報者の探索を行った職員及び通報又は相談に関する秘密を漏らした職員についても、同様とする。

(通報処理後の公益通報者への事後措置)

第17条 市長等は、公益通報の処理後、公益通報者に対し、公益通報を

したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、公益通報者の保護に係る適切な措置をとらなければならない。
(救済制度の職員への周知)

第18条 市長等は、通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いについて、職員が受けた不利益な取扱いの内容等に応じて、次に掲げる制度の利用について周知しなければならない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項第3号に規定する公平委員会に対する苦情相談
- (2) 地方公務員法第46条に規定する勤務条件に関する行政措置の要求
- (3) 地方公務員法第49条の2第1項に規定する公平委員会に対する審査請求

第4章 雑 則

(記録等の管理)

第19条 職員通報窓口は、通報又は相談に係る記録及び関係資料を作成し、当該通報又は相談の内容に応じて適切な保存期間を定めるとともに、公益通報者等の秘密の保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(職員への周知)

第20条 市長は、職員通報窓口及び公益通報の処理について職員等に対し周知するものとする。

(協力義務)

第21条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査等に誠実に協力するものとする。

2 市長等及び職員等は、公益通報の処理について公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日市長決裁）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日市長決裁）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 7 日市長決裁）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 17 日市長決裁）

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日市長決裁）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。